

越後妻有文化ホール「段十ろう」 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応マニュアル

令和2年6月1日
令和2年11月12日
改正：令和4年11月1日

(指定管理者)SOメンテナンス株式会社

十日町市新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、当面の間、当施設のホール利用においては、次のとおり対応マニュアルを作成しましたので、本対応マニュアルで示した基本となる感染防止策を可能な限り実施した上で、施設の特性和公演の態様に応じて、それぞれ感染防止の取り組みとして実施してください。

1 各室の定員数

大声での発生が伴わない利用については、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を講じた上で、次の定員までの利用とします。なお、条件が担保されない場合は、() 書きの制限人数とします。

- ・楽屋1 = 3名 ・楽屋2 = 3名 ・楽屋3 = 13名 ・楽屋4 = 15名
- ・練習室1 = 6名 (4名) ・練習室2 = 12名 (9名)
- ・練習室3 = 20名 (15名) ・講堂 = 48名 (30名)
- ・ホール客席 = (客数定員700名) ホール事業開催における客席人数上限及び収容率要件については次のとおりとします。

(1) 下記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や新潟県の対応指針従ってください。

(2) 来場者による大声での歓声、声援等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数(最前列については下段記述参照。)とすることが可能です。

- ・発声する演者と観客間の距離が概ね2メートル確保されていること。

2 設備の利用

- ・楽器の貸し出しは制限付きです。

3 感染防止の設備、備品の整備など

- ・消毒用アルコール等を設置します。
- ・利用毎に使用した各施設、設備の消毒を適宜行います。

4 公演主催者が講じる対策

- ・37.0℃以上の発熱、咳、下痢、味覚障害、臭覚障害等の症状がある人、陽性と判明した人との濃厚接触者は参加してはなりません。
- ・会場入口や関係者エリアで利用する消毒液は主催者で用意してください。
- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行ってください。

- ・表現上困難な場合を除き、原則として「マスクの着用」を求めます。
- ・マイクは出演者ごとに用意し、原則として使いまわしは避けてください。
- ・出演団体が複数になる場合は、舞台転換の際に消毒を適宜行ってください。
- ・公演関係者の氏名、住所、緊急連絡先等の名簿の作成を義務付け、公演等の終了後に事務室に提出していただきます。
- ・公演主催者及び公演関係者は、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参考にして、その表現形態に応じて感染防止に努めるようにしてください。

5 来場者への対応

- ・入館時の手指消毒、検温、マスクの着用、咳エチケットへの協力をお願いします。
- ・37.0℃以上の発熱など体調不良の方は利用を控えていただきます。
- ・客席への移動は、間隔を確保した誘導をお願いします。
- ・他の都道府県よりの来場は、市のガイドラインに従っていただきます。
- ・飲食を伴う利用は禁止します。

6 ホール事業開催時の基本的な対応は次のとおりとします(上記に加えて)

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に基づく、一人ひとりの基本的対策を掲示し、三密状態を回避するために余裕を持った開場、休憩時間を設定します。
- ・ロビー待機時に密にならないように一定の間隔を行けた整列を促してください。
- ・入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒を検討してください。
- ・プログラム等は据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合は適宜消毒をしてください。
- ・イベント終了後の来場者の退場については、三密を回避する手法により退場を促してください。
- ・ホール客席の人数上限及び収容率要件緩和により、入場者に対し、「マスクの着用、大声での歓声・声援の禁止、ロビー等での間隔の確保」についてのアナウンスを促してください。

■ 参考資料

- ・公益社団法人全国公立文化施設協会
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・(一社)日本音楽事業者協会
「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」